

北海道運輸局公示第2号
(令和6年4月17日最終改正)

準特定地域における個人タクシー事業に係る特例許可の参入枠等について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月30日付け国自旅第571号）の規定に基づき、参入枠等を下記のとおり公示する。
なお、参入枠の算出根拠は、別紙のとおりである。

令和4年4月18日

北海道運輸局長 岩城 宏幸

記

1. 令和6年度における対象となる営業区域と参入枠

札幌交通圏	16名
小樽市	3名
函館交通圏	7名
旭川市	11名
釧路交通圏	6名
帯広交通圏	3名
北見交通圏	2名

2. 特例許可申請受付期間

令和6年9月2日から令和6年9月30日まで

附 則

この公示は、令和4年4月18日から適用する。

附 則（令和5年4月17日付け北海道運輸局公示第1号）

この公示は、令和5年4月17日から適用する。

附 則（令和5年10月4日付け北海道運輸局公示第58号）

この公示は、令和5年10月4日から適用する。

附 則（令和6年4月17日付け北海道運輸局公示第3号）
この公示は、令和6年4月17日から適用する。

①令和4年度～令和8年度における参入枠の算出根拠

交通圏	廃業事業者数(75歳未満)※1		参入枠 (総数)※2 a+b=c	5か年度 按分※3 c/5=d	令和4年度	令和5年度 (当初)	令和5年度 (繰入込)	令和6年度 (当初)	令和6年度 (繰入込)	令和7年度	令和8年度
	令和2年度 a	令和3年度 b			※4	※4	※5	※4	※4		
札幌交通圏	7	15	22	4.40	6	4	8	4	9	4	4
小樽市	1	1	2	-	2	0	2	0	2	0	0
函館交通圏	0	4	4	-	4	0	4	0	3	0	0
旭川市	9	2	11	2.20	3	2	5	2	7	2	2
釧路交通圏	3	4	7	1.40	3	1	4	1	4	1	1
帯広交通圏	2	0	2	-	2	0	1	0	1	0	0
北見交通圏	0	1	1	-	1	0	1	0	1	0	0
計	22	27	49		21	7	25	7	27	7	7

※1 年齢は廃止届出日時点

※2 参入枠が5名未満の場合は令和4年度のみ計上

※3 小数点以下の端数は令和4年度に繰り上げて計上

※4 dを小数点切り捨て

※5 繰入枠の算出根拠については別紙1を参照

②令和6年度～令和10年度における参入枠の算出根拠

交通圏	廃業事業者数(75歳以上)※1		参入枠 (総数)※2 a+b=c	5か年度 按分※3 c/5=d	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	令和4年度 a	令和5年度 b			※4	※4	※4	※4	
札幌交通圏	9	10	19	3.80	7	3	3	3	3
小樽市	0	1	1	-	1	0	0	0	0
函館交通圏	4	0	4	-	4	0	0	0	0
旭川市	1	3	4	-	4	0	0	0	0
釧路交通圏	0	2	2	-	2	0	0	0	0
帯広交通圏	1	1	2	-	2	0	0	0	0
北見交通圏	0	1	1	-	1	0	0	0	0
計	15	18	33		21	3	3	3	3

※1 年齢は廃止届出日時点

※2 参入枠が5名未満の場合は令和6年度のみ計上

※3 小数点以下の端数は令和6年度に繰り上げて計上

※4 dを小数点切り捨て

③令和6年度における参入枠(①+②)

交通圏	令和6年度
札幌交通圏	16
小樽市	3
函館交通圏	7
旭川市	11
釧路交通圏	6
帯広交通圏	3
北見交通圏	2
計	48

令和5年度における繰入枠の算出根拠

交通圏	R5参入枠 (繰入込) a	R5申請件数	R5許可件数 b	R5繰入枠 a-b=c	R6参入枠 (当初) d	R6参入枠 (繰入込) c+d=e
札幌交通圏	8	4	3	5	4	9
小樽市	2			2	0	2
函館交通圏	4	1	1	3	0	3
旭川市	5			5	2	7
釧路交通圏	4	1	1	3	1	4
帯広交通圏	1			1	0	1
北見交通圏	1			1	0	1
計	25	6	5	20	7	27